

令和6年能登半島地震に便乗した悪質事犯への対策について（通達）

令和6年1月5日

警察庁丁生企発第7号、丁生経発第2号、丁捜二発第4号、丁組二発第2号
警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、
警察庁刑事局捜査第二課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課
長から警視庁生活安全部長、警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道
府県警察本部長宛て

（概要）

令和6年能登半島地震に便乗した悪質事犯が発生するおそれが懸念されるところ、これらの事犯への対策を指示したものである。

主な内容は、

- 震災便乗悪質事犯に係る被害情報の収集
- 被害認知後の迅速な対応
- 被災地を管轄する警察への支援

である。